主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人柏木義憲、同佐藤利雄の上告趣意は、憲法三一条違反をいう点をも含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人Bの弁護人秋山昭八、同刀根国郎の上告趣意は、憲法二二条、三一条、三七条違反をいう点をも含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、本件のように、競馬の騎手が、勝馬投票をしょうとする者に対し、特定の 競走に関して、自己が騎乗して出走する予定の競走馬の体調、勝敗の予想等の情報 を提供し、その対価として利益の供与を受けたときは、社会通念上その競走の公正 ないしこれに対する社会の信頼を害するものというべきであつて、競馬法三二条の 二にいう「その競走に関して賄ろを収受し」た場合にあたるとした原判断は、正当 である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五九年三月一三日

最高裁判所第二小法廷

忎	\	木	裁判長裁判官
崖	野	鹽	裁判官
梧	崎	宮	裁判官
	橋	大	裁判官
圭		牧	裁判官